

江田島市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

1 趣旨

本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の規定に基づき、平成26年に「江田島市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を策定し、感染症危機が発生した場合に備えてきました。

令和2年に国内で発生した新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、国においては、令和6年7月に政府行動計画を改定し、広島県においては、令和7年3月に県行動計画を改定しました。

本市においても、国及び県の行動計画が改定されたことを受け、令和8年8月に市行動計画を改定し、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事において、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

2 基本理念

国及び県の基本理念に合わせ、「新型インフルエンザ等が発生しても、全ての市民が安心して暮らすことができる社会を目指します。」とします。

3 目指す姿

- まん延時でも、十分な検査、診療及び療養体制が確保されている。
- 訓練等を通じて感染症危機に対応できる体制づくりが充実している。
- 「感染拡大防止」と「社会経済活動の維持」が両立している。
- 偏見、差別及び社会の分断が生じない。

4 計画期間

計画期間は定めていません。計画改定後、おおむね6年ごとに見直しを行います。

5 改定のポイント（現計画との比較）

項目	改 定 前	改 定 後
対象の疾患	新型インフルエンザ等感染症、新感染症	左欄の疾患に加え、新型コロナウイルス感染症や呼吸器感染症など幅広い感染症を想定
対応段階の区分	【6段階】 ①未発生期 ②海外発生期 ③県内発生期 ④県内発生早期 ⑤県内感染期 ⑥小康期	【3段階】 ①準備期（平時） ②初動期（有事：発生段階） ③対応期（有事）
対策項目	【6項目】 ①実施体制 ②情報収集・提供・共有 ③予防・まん延防止 ④予防接種 ⑤医療 ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	【8項目】 ※下線部分が新設項目 ① 実施体制 ②情報提供・共有・ <u>リスクコミュニケーション</u> ③まん延防止 ④ワクチン ⑤医療 ⑥保健 ⑦物資 ⑧市民生活及び社会経済の安定の確保

※その他、対策の実効性を向上させるため、人材育成や関係機関との連携、DXの推進の横断的視点を設定し、対策項目の取組を強化。

6 対策項目の主な取組

	準備期（平時）	初動期（有事：発生段階）	対応期（有事）
【対策項目】			
① 実施体制	●実践的な訓練の実施 ●市行動計画等の策定や体制整備・強化 ●国、県等との連携強化	●市連絡会議等の開催、市対策本部設置の検討 ●人員体制強化に備えた全庁的な対応準備 ●対策実施に必要な予算確保	●変化する状況に応じた全庁的な対応 ●他市町、県等へ職員の派遣・応援要請 ●緊急事態宣言時の市対策本部設置
② 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	●基本的感染対策に関する情報提供・共有 ●双方向のコミュニケーションの体制整備（情報提供・共有方法の整理）	●科学的根拠に基づく正確で迅速な情報提供・共有 ●双方向のコミュニケーションの実施（相談窓口の設置）	●科学的根拠に基づく正確で迅速な情報提供・共有 ●双方向のコミュニケーションの実施（相談窓口の継続）
③ まん延防止	●まん延防止対策に関する市民等の理解促進	●まん延防止対策の準備	●まん延防止に関する情報提供・共有 ●まん延防止等重点措置又は緊急事態措置実施等の対策
④ ワクチン	●接種体制の構築に向けた検討 ●ワクチンに関する情報提供・共有 ●DX推進（予防接種事務のデジタル化）	●速やかな接種に向けた接種体制の準備・構築 ●ワクチン接種に必要な資材の確保	●接種体制に基づく接種の実施（特定接種・住民接種） ●感染症を踏まえた接種体制の拡充 ●予防接種に関する情報提供・共有
⑤ 医療	●県の医療提供体制の構築への協力 ●患者移送体制の確保	●相談センターや地域医療提供体制の周知	●相談センターや地域医療提供体制の周知 ●患者移送の支援
⑥ 保健	●研修・訓練を通じた人材育成	●応援派遣要請に向けた人材確保の準備 ●感染症に関する情報提供・共有	●応援派遣の実施 ●県が実施する健康観察・生活支援への協力 ●市民が理解しやすい内容や方法での情報提供
⑦ 物資	●感染症対策物資の備蓄、定期的な確認	●感染症対策物資の備蓄の配置状況等の確認 ●不足物資の供給に関する対応を検討	●不足物資の供給
⑧ 市民の生活及び社会経済の安定の確保	●情報共有体制の整備、適切な支援の仕組みの整備 ●物資及び資材の備蓄等の準備の呼びかけ	●事業継続に向けた準備等の呼びかけ ●生活関連物資等の安定供給に関する市民や事業者への呼びかけ	●市民生活と社会経済活動の安定確保を対象とした対応 ●生活関連物資等の価格の安定のための措置